

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	220,900	243,200	274,400	310,800
	2	152,000	178,900	227,800	250,400	282,800	320,200
	3	157,600	187,300	235,600	257,700	291,300	330,200
	4	163,400	196,600	242,800	265,200	299,700	340,400
	5	169,600	202,300	250,000	272,700	308,300	350,500
	6	177,800	208,200	257,300	280,400	316,900	360,200
	7	186,200	214,100	264,600	288,100	325,200	369,700
	8	194,900	220,700	271,900	296,000	333,500	379,100
	9	200,000	227,600	279,200	303,900	341,100	388,800
	10	205,300	235,300	286,800	311,900	348,600	398,600
	11	210,600	242,500	294,300	319,600	356,100	408,500
	12	216,000	249,700	301,900	327,100	363,400	417,700
	13	221,600	257,000	309,200	334,200	370,900	426,100
	14	227,400	264,300	316,200	341,100	378,200	434,700
	15	233,300	271,500	323,100	347,900	385,700	443,000
	16	239,000	278,700	329,500	354,400	392,700	450,700
	17	244,600	286,000	335,800	360,700	399,300	458,400
	18	250,100	293,100	341,700	366,900	405,200	466,100
再任 用職 員以 外の 職員	19	255,900	300,000	347,600	372,900	409,900	473,000
	20	261,300	306,900	353,400	378,400	414,000	477,600
	21	266,300	313,700	359,100	383,700	418,200	481,600
	22	271,300	319,800	364,600	388,600	422,000	485,100
	23	275,500	325,600	369,700	392,500	425,300	
	24	279,900	331,400	374,600	395,800	427,800	
	25	283,900	336,800	378,600	398,900		
	26	288,000	340,700	381,900	402,200		
	27	291,500	344,000	384,900	405,100		
	28	294,600	347,000	387,700	407,500		
	29	297,100	349,700	390,500			
	30	299,200	351,800	393,200			
	31	301,000	353,800	395,500			
	32	302,900	355,700				
	33	304,800	357,600				
	34	306,700	359,700				
	35	308,600	361,800				
	36	310,500	364,000				
	37	312,300	366,300				
	38	314,400	368,500				
	39	316,300					
	40	318,400					
	41	320,200					
再任 用職 員		235,200	267,900	274,900	286,200	309,000	350,100

(備考) この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第4のA中	「	円	272,300	「	円	269,300	を	」	」	に改める。
			268,300			265,300				
			264,300			261,300				
			260,300			257,300				
			256,300			253,300				
			252,300			249,300				
			242,100			239,300				
			231,800			229,200				
			221,800			219,400				
			211,500			209,400				
			201,300			199,400				
			187,400			185,700				
			173,700			172,200				
			160,000			158,700				
			146,100			145,000				

別表第8中 「自然保護研究所」 を 「環境保全研究所」 に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額(第1号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間)は、人事委員会が定める。
 - (1) 一般職の職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1から別表第3までの給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額
 - (2) 任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第31号)第4条第3項の規定による給料月額
 - (3) 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)第5条第4項の規定による給料月額
(施行日前の異動者の号俸等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号俸等の基礎)
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例、附則第7項の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例又は附則第8項の規定による改正前の任期付研究員の採用等に関する条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(実施規定)
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 6 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。
第4条の2第2項中「100分の170」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。
(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)
- 7 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中	「	409,000	」	「	404,000	」	を	「	404,000	」	に改める。
		462,000			457,000						
		520,000			514,000						
		592,000			585,000						
		676,000			668,000						
		790,000			781,000						
		923,000			913,000						

第5条第2項中「100分の155」を「100分の140、」に、「100分の170」を「100分の160、」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

8 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中	「	414,000	」	「	409,000	」	を	に改め、同条第2項の表中	「	340,000	」	を
		489,000			483,000							
		568,000			561,000							
		661,000			653,000							
		771,000			762,000							
		880,000			870,000							

「

337,000
376,000
406,000

」に改める。

第6条第2項中「100分の155」を「100分の140、」に、「100分の170」を「100分の160、」に、「100分の145」を「100分の160」に、「100分の160」を「100分の170」に改める。

第7条に次の2項を加える。

- 4 第1項の場合において、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員の勤務時間の状況に応じた当該第1号任期付研究員の健康及び福祉を確保するための措置を講ずるものとする。
- 5 第1項の場合において、人事委員会は、人事委員会規則の定めるところにより、第1号任期付研究員からの苦情を処理するものとする。

人事活性化チーム

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第5号

長野県職員退職手当条例の一部を改正する条例

長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第7条第6項中「地方公共団体等の退職手当に関する規程」を「地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項(同法第56条第1項において準用する場合を含む。)、第51条第2項又は第57条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号中「で、退職手当に関する規程」を「又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準」に、「当該地方公共団体」を「当該地方公共団体等」に、「の公務員又は地方公社若しくは公庫等」を「若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第55条に

規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地方公社若しくは公庫等」に改め、「以下同じ。)」次に「(以下「一般地方独立行政法人等」という。))を加え、「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社若しくは公庫等」を「)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等」に、「の公務員又は地方公社等職員」を「若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員」に改め、「(以下「通算制度を有する地方公共団体」という。))」を削り、「地方公社で」を「、一般地方独立行政法人で、退職手当の支給の基準において、地方公務員若しくは他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者若しくは一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人に使用される者となつた場合に、地方公務員若しくは他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定一般地方独立行政法人職員」という。))又は地方公社で」に、「又は他の地方公社等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は地方公社若しくは公庫等」を「若しく

は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者若しくは一般地方独立行政法人等に、「又は他の地方公社等職員と」を「若しくは他の一般地方独立行政法人等職員と」に改め、「(以下「通算制度を有する地方公社」という。))」を削り、「特定地方公社職員と」を「特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員と」に改め、同項第3号中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、「(以下「通算制度を有する公庫等」という。))」を削り、同項第4号中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員」に、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同項第6号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第10項中「前9項」を「前各項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「前6項」を「前各項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 移行型一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。

第7条の2の見出し中「特定地方公社等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第1項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第2項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第3項中「その者の特定地方公社等職員」を「その者の特定一般地方独立行政法人等職員」に、「及び第6項」を「から第7項まで」に改め、同項第1号及び第3号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同項第5号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第4項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第13条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条中「規定」の次に「又は退職手当の支給の基準」を加える。

附則に次の2項を加える。

28 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表第1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続き国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

29 旧機関の職員が、第7条第5項の定めるところにより引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、知事が人事委員会と協議して定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

人事活性化チーム

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第6号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項中 「8,900円」 を 「12,700円」 に改め、

同表の19の項中「第15条第1項」を「第26条第1項」に、「長野県衛生公害研究所試験検査手数料条例」を「長野県環境保全研究所試験検査手数料条例」に、「第21条第1項」を「第52条第1項」に、「第5条」を「第35条」に改め、同表の34の2の項を次のように改める。

34の2 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号。以下この項において「法」という。)に関する事務

区 分	単 位	金 額
法第9条第1項の規定による第一種フロン類回収業者の登録又は法第12条第1項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	1 件	2,700円

別表第1の35の項中「第14条第4項」を「第14条第6項」に、「第14条第5項」を「第14条第7項」に、「第14条の4第4項」を「第

14条の4第6項に、「第14条の4第5項」を「第14条の4第7項」に、「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の5第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

35の2 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区 分	単 位	金 額
(1) 法第42条第1項の規定による引取業者の登録又は同条第2項の規定による引取業者の登録の更新の申請に対する審査	1 件	2,000円
(2) 法第53条第1項の規定によるフロン類回収業者の登録又は同条第2項の規定によるフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	〃	2,700円
(3) 法第60条第1項の規定による解体業の許可の申請に対する審査	〃	78,000円
(4) 法第60条第2項の規定による解体業の許可の更新の申請に対する審査	〃	70,000円
(5) 法第67条第1項の規定による破砕業の許可の申請に対する審査	〃	84,000円
(6) 法第67条第2項の規定による破砕業の許可の更新の申請に対する審査	〃	77,000円
(7) 法第70条第1項の規定による破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	〃	75,000円

別表第1の36の項中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改め、同表の49の項及び50の項を次のように改める。

49及び50 削除

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1の19の項の改正規定（「長野県衛生公害研究所試験検査手数料条例」を「長野県環境保全研究所試験検査手数料条例」に改める部分を除く。）及び同表の35の項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1の36の項の改正規定 平成16年6月1日
- (3) 別表第1の35の項の次に35の2の項を加える改正規定（解体業及び破砕業に係る部分に限る。） 平成16年7月1日
- (4) 別表第1の34の2の項の改正規定及び同表の35の項の次に35の2の項を加える改正規定（解体業及び破砕業に係る部分を除く。） 平成17年1月1日

廃棄物対策課

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第7号

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例

長野県福祉大学校条例（平成6年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「111,600円」を「115,200円」に改める。

第9条第2項中「1万5,400円」を「1万6,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県福祉大学校条例第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

厚生課

長野県婦人相談所条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第8号

長野県婦人相談所条例の一部を改正する条例

長野県婦人相談所条例（昭和39年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県女性相談センター条例

第1条中「婦人相談所」を「女性相談センター」に改める。

第2条中「行なう」を「行う」に、「長野県婦人相談所（以下「相談所」を「売春防止法第34条第1項の規定による婦人相談所として長野県女性相談センター（以下「センター」に改める。

第3条及び第4条中「相談所」を「センター」に改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

青少年家庭課

長野県衛生公害研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第9号

長野県衛生公害研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例

長野県衛生公害研究所試験検査手数料条例（昭和23年長野県条例第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例

第1条中「長野県衛生公害研究所」を「長野県環境保全研究所」に改める。

別表の1 水質理化学試験の項を次のように改める。

1 水質理化学試験	(1) 定性試験	1件1成分	2,300円
	(2) 定量試験	〃	1,200円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額

別表の2 土壌、スラッジ及び粉じんの理化学試験の項中「1,100円以上8,800円」を「1,200円以上8,900円」に改め、同表の3 生物試料の理化学試験の項中「1,100円」を「1,200円」に改め、同表の4 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の試験の項中

「2,500円」を「2,600円」に改め、同表の5 毒物劇物

試験の項中「3,200円」を「3,300円」に改め、同表の6

生薬試験の項中「3,800円」を「3,900円」に、

「12,000円」を「13,000円」に改め、同表の8 食品衛生理化学試験の項中「9,800円」を「9,900円」に改め、同表の9 栄養成分試験の項中「3,600円以上41,000円」を「3,700円以上42,000円」に改め、同表の10 有機系残留農薬試験の項中「33,000円」を「34,000円」に改め、同表の14 環境衛生の試験検査の項中「700円」

を「600円」に改め、同表の15 放射能検査の項中

「1,400円
2,700円」を「1,500円
2,800円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(保健所条例の一部改正)
- 保健所条例(昭和39年長野県条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第2の8 衛生試験検査の項中

「ア 水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号。以下「水質基準」という。)の表中、3の項から8の項まで及び30の項から34の項までの上欄に掲げる事項に係る一括試験	1	件	
イ 水質基準の表中、12の項から26の項まで及び39の項の上欄に掲げる事項に係る一括試験	〃	〃	
ウ 水質基準の表中、12の項から20の項まで、26の項及び39の項の上欄に掲げる事項に係る一括試験	〃	〃	を
エ 水質基準の表中、9の項、11の項、27の項から29の項まで、36の項から38の項まで及び40の項の上欄に掲げる事項に係る一括試験	〃	〃	
オ 水質基準の表中、10の項、35の項及び41の項から46の項までの上欄に掲げる事項に係る一括試験	〃	〃	
カ 個別試験			
(7) 定性試験		1件1成分	
(4) 定量試験		〃	

「ア 定性試験
イ 定量試験」 | 「1件1成分」 | 「〃」に、「長野県衛生公害研究所試験検査手数料条例」を「長野県環境保全研究所試験検査手数料条例」に改める。

医 務 課

長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第10号

長野県看護専門学校条例の一部を改正する条例

長野県看護専門学校条例(昭和39年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中「111,600円」を「115,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県看護専門学校条例第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日以後において転入学した者に係る授業料の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

医 務 課

長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第11号

長野県公衆衛生専門学校条例の一部を改正する条例

長野県公衆衛生専門学校条例(昭和40年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「111,600円」を「115,200円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県公衆衛生専門学校条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 施行日以後において転入学した者に係る授業料の額は、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

医 務 課

長野県看護大学条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第12号

長野県看護大学条例の一部を改正する条例

長野県看護大学条例(平成6年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 大学の大学院博士後期課程に在学する者以外の者で博士の学位論文の審査を受けようとするものは、学位論文審査料を納付しなければならない。

第6条第1項中「及び入学審査料」を「、入学審査料及び学位論文審査料」に改める。

第8条の見出しを「(授業料及び学位論文審査料の減免)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、大学の大学院博士後期課程に在学したことのある者で規則で定めるものに対しては、学位論文審査料を免除することができる。

別表中

「

区	分	授	業	料	入	学	料	入	学	審	査	料
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

」を

「1 授業料、入学料及び入学審査料

区	分	授	業	料	入	学	料	入	学	審	査	料
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

」に、

「(備考) 1 「県内の者」とは、入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者及びこれに準ずると認められる者で別に定めるものをいう。を

2 「県外の者」とは、1以外の者をいう。」

「(備考) 1 「県内の者」とは、入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者及びこれに準ずると認められる者で別に定めるものをいう。に

2 「県外の者」とは、1以外の者をいう。

2 学位論文審査料

1件 57,000円」

改める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

医 務 課

長野県立病院条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第13号

長野県立病院条例の一部を改正する条例

長野県立病院条例(昭和41年長野県条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1 文書料の項中 「

5,200円
1,300円

」を

「

5,400円
1,500円

」に改め、同表の3 死体検案料の項中「4,600円」

を「6,800円」に改め、同表の備考の3及び4中「、長野県立駒ヶ根病院」を削る。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

医務課県立病院室

長野県総合健康センター条例を廃止する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第14号

長野県総合健康センター条例を廃止する条例

長野県総合健康センター条例(昭和50年長野県条例第7号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による廃止前の長野県総合健康センター条例別表の規定により納付すべきであった使用料又は手数料については、なお従前の例による。

保健予防課

食品衛生に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第15号

食品衛生に関する条例等の一部を改正する条例

(食品衛生に関する条例の一部改正)

第1条 食品衛生に関する条例(昭和25年長野県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第11号又は第12号」を「第35条第14号又は第15号」に改める。

第5条第3項中「第19条の18第3項」を「第50条第3項」に改める。

(長野県豆腐製造衛生師登録条例の一部改正)

第2条 長野県豆腐製造衛生師登録条例(昭和44年長野県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第21条」を「第52条第1項」に改める。

(食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例の一部改正)

第3条 食品衛生法に基づく営業の施設についての基準等に関する条例(平成11年長野県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条の18第2項及び第20条」を「第50条第2項及び第51条」に改める。

別表第1の第1の4の(4)中「第7条第1項」を「第11条第1項」に改め、同表の第3中「第29条第3項」を「第62条第3項」に改め、同表の第5の2の(1)中「第19条の17第4項各号」を「第48条第6項各号」に、「第4条各号」を「第9条第1項各号」に改める。

別表第2の第2の34の(3)中「第7条第1項」を「第11条第1項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

食品環境水道課

長野県乗鞍レクリエーションセンター条例を廃止する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第16号

長野県乗鞍レクリエーションセンター条例を廃止する条例

長野県乗鞍レクリエーションセンター条例(昭和55年長野県条例第15号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

産業振興課

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料徴収条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第17号

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県工業関係試験研究機関試験等手数料徴収条例(昭和58年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表の機械金属の項中「22,000円」を「44,000円」に改め、同表の化学等の項中

物理化学試験	〃	500円以上11,000円以下
--------	---	-----------------

を

物理化学試験	〃	500円以上11,000円以下
生体計測試験	〃	1,600円以上3,200円以下

に改める。

附則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

産業技術課

技術専門校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第18号

技術専門校条例の一部を改正する条例

技術専門校条例(昭和39年長野県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中「111,600円」を「115,200円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日から引き続き在校する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の技術専門校条例第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

産業活性化・雇用創出推進局

長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第19号

長野県工科短期大学校条例の一部を改正する条例

長野県工科短期大学校条例(平成6年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表の1中「296,500」を「337,900」に、「3,800」を「4,300」に、「24,700」を「28,100」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県工科短期大学校条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において編入学し、又は転入学した者に係る授業料の額は、改正後の条例別表の規定にかかわらず、その者の属する学年の在学者に係る額と同額とする。

産業活性化・雇用創出推進局

長野県農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第20号

長野県農業大学校条例の一部を改正する条例

長野県農業大学校条例(昭和50年長野県条例第42号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「111,600」を「115,200」に、「39,600」を「40,800」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県農業大学校条例第7条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

農業技術課

長野県林業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第21号

長野県林業大学校条例の一部を改正する条例

長野県林業大学校条例(昭和53年長野県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「111,600円」を「115,200円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県林業大学校条例第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

林業振興課

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田中康夫

長野県条例第22号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年長野県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「内に」を「(面積が10ヘクタール以上のものに限る。以下同じ。)内に」に、「長野市に」を「長野市及び松本市に」に、「長野市長」を「それぞれその長」に改め、同項第2号中「開墾」を「開墾」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 屋外において土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)を堆積すること。

第2条第4項中「行なう」を「行う」に改める。

第6条中「しない」を「する」に、「してはならない」を「する」に改める。

別表第1中「床面積が10平方メートル以下であるもの。」を「床面積が10平方メートル以下であるもの」に、「6次の各号」を「6次」に、「設けるもの。」を「設けるもの」に、「前各号」を「(1)から(3)まで」に、「1.5メートル以下であるもの。」を「1.5メートル以下であるもの」に、「伴わないもの。」を「伴わないもの」に、「8次の各号」を「8次」に、「別表第1及び」を「この表及び」に、「のもの。」を「のもの」に、「へい」を「塀」に、

12 1から11までに掲げるもののほか、次の各号に掲げる行為

を

12 屋外において土石、廃棄物又は再生資源を堆積すること、当該堆積に係る面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
13 1から12までに掲げるもののほか、次に掲げる行為

に、

カ 建築物等の色彩を変更することで11に該当しないもの。

を

カ 建築物等の色彩を変更することで11に該当しないもの
キ 屋外において土石、廃棄物又は再生資源を堆積することによって12に該当しないもの

に、「開墾」を「開墾」に改める。

別表第2を次のように改める。

(別表第2)(第2条関係)

- | |
|---|
| 1 国、都道府県、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は同法第252条の26の3第1項の特例市の機関 |
| 2 県内の市町村(1に該当するものを除く。)の機関 |
| 3 規則で定める公共的団体 |

別表第3中「勾配」を「勾配」に、「水資源開発公団法(昭和36年法律第218号)第18条第1項」を「独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項」に、「前号」を「4」に、「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に、「これに類する」を「これらに類する」に、「重要民俗資料」を「重要有形民俗文化財」に改める。

別表第4中「(別表第4)」を「(別表第4)(第6条関係)」に改め、同表の建築物等の新築の項中「行なわれる」を「行われる」に、「建築物の建築面積」を「建築物の建ぺい率(建築面積)

に、「割合」を「割合をいう。以下同じ。）」に、「支障が」を「風致の維持に支障が」に、「行なわれた」を「行われた」に、「行なう」を「行う」に改め、同表の建築物等の改築の項中「こえない」を「超えない」に、「改築後の工作物」を「改築後の工作物」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同表の建築物等の増築の項中「行なわれる」を「行われる」に、「当該建築物等」を「建築物等」に、「当該建築物の高さ」を「増築後の建築物の高さ」に、「新築」を「増築」に、「当該建築物の建築面積の敷地面積に対する割合」を「増築後の建築物の建ぺい率」に、「支障が」を「風致の維持に支障が」に、「当該建築物の外壁」を「増築後の建築物の外壁」に、「当該建築物の位置、形態」を「増築後の建築物の位置、形態」に、「当該工作物」を「増築後の工作物」に改め、同表の建築物等の移転の項中「当該」を「移転後の」に、「支障」を「風致の維持に支障」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同表の宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更の項を次のように改める。

<p>宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更</p>	<p>次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(1) 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更に係る土地の面積に対する割合が、第1種風致地区にあつては10分の5、第2種風致地区にあつては10分の3の最低限度以上であること。ただし、土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>(2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(3) 面積が1ヘクタールを超える宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更にあつては、次に掲げる要件に該当すること。</p> <p>ア 高さが3メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと。</p> <p>イ 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で、風致の維持上特に必要であるものとして、あらかじめ、知事が指定したものの伐採を伴わないこと。</p> <p>(4) 面積が1ヘクタール以下の宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更で高さが3メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p>
---------------------------------	---

別表第4の木竹の伐採の項中「の各号」を「に」掲げる伐採に、「行なわれる」を「行われる」に、「そこなう」を「損なう」に、「必要」を「必要」に、「宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更の項の(2)のイ」を「宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更の項の(3)のイ」に、「もの。」を「もの」に改め、同表の土石の類の採取の項中「露天堀」を「露天堀」に、「埋めもどし」を「埋め戻し」に、「行なう」を「行う」に改め、同表の水面の埋立て又は干拓の項を次のように改める。

<p>水面の埋立て又は干拓</p>	<p>1 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。</p> <p>2 水面の埋立て又は干拓に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
-------------------	--

別表第4の建築物等の色彩の変更の項中「行なわれる」を「行われる建築物等の存する」に、「調和する」を「著しく不調和でない」に改め、同表に次のように加える。

<p>屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積</p>	<p>堆積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p>
------------------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年5月18日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項第7号に掲げる行為でこの条例の施行の際既に着手しているものについては、同条の規定は、適用しない。
- 3 この条例の施行前にこの条例による改正前の風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により許可の申請をした者の当該申請に係る許可の基準については、なお従前の例による。

都市計画課

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例をここに公布します。

平成16年3月29日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県条例第23号

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第33条第3項及び第4項並びに第34条第8号の3及び第8号の4並びに都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第36条第1項第3号のハの規定により、開発許可等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(政令第25条に係る技術的細目において定められた制限の強化)

第2条 法第33条第3項の規定による技術的細目において定められた制限の強化のうち、政令第25条第6号及び第7号に係るものは、設置すべき公園、緑地又は広場の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度について、開発行為が用途地域の定められていない土地の区域内において行われるものであり、かつ、予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合に、6パーセントとすることとする。

(政令第28条に係る技術的細目において定められた制限の強化)

第3条 法第33条第3項の規定による技術的細目において定められ

た制限の強化のうち、政令第28条第4号から第6号までに係るものは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものであることとする。

左 欄	右 欄
政令第28条第4号に規定する技術的細目において定められた制限の強化	(1) 盛土の高さが15メートル以上である場合にあっては、知事が定める方法により、のり面の安定性が確認されていること。 (2) 盛土には、ゆるみ、沈下又は崩壊が生じるおそれの高いものが用いられていないこと。 (3) 盛土をする前の地盤面に湧水又は地下浸透水がある場合にあっては、盛土内に滞水が生じないよう必要な措置が講じられていること。
政令第28条第5号に規定する技術的細目において定められた制限の強化	盛土をする前の地盤面の勾(こう)配が15度を超え、かつ、盛土の高さが2メートルを超える場合にあっては、規則で定めるところにより、盛土をする前の地盤面に段切りが講じられていること。
政令第28条第6号に規定する技術的細目において定められた制限の強化	切土又は盛土によって生じたがけ(規則で定めるものに限る。)には、規則で定めるところにより、小段が設けられていること。

2 市町村が、法第33条第3項の規定により、前項の技術的細目において定められた制限の強化をさらに強化する内容の条例を定めた場合には、当該市町村の区域内においては、同項の規定のうち当該強化する内容に係る部分は、適用しない。

(法第33条第4項の規定による予定される建築物の敷地面積の最低限度)

第4条 法第33条第4項の規定による開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、市街化調整区域内において行われる開発行為で予定される建築物の用途が住宅(住宅以外の用途を兼ねるものを含む。)であるものについて、300平方メートルとする。ただし、開発区域の形状、開発区域内の土地の地形、開発区域内において予定される建築物の規模等に照らしてこれによることが著しく困難であると認められる場合は、この限りでない。

(法第34条第8号の3の規定による指定する土地の区域)

第5条 法第34条第8号の3の規定による指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域であって、原則として政令第8条第1項第2号のロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域のうちから、知事が指定するものとする。

- (1) 連たんしている建築物の相当数が居住の用に供するものである土地の区域
- (2) 規則で定める規模の道路が、当該区域内に適当に配置され、かつ、当該区域外の規則で定める規模の道路と接続している土地の区域
- (3) 排水施設が、当該区域内の下水(下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第1号に規定する下水をいう。)を有効かつ適切に排出することができる構造及び能力で適当に配置されている土地の区域
- (4) 給水施設が、当該区域について想定される需要に支障をきたさないような構造及び能力で適当に配置されている土地の区域

(5) 市街化区域の計画的な市街化に支障がない土地の区域

2 前項の土地の区域の指定(以下この条及び次条において「区域指定」という。)は、その土地の区域を管轄する市町村長の申出により行うものとする。

3 知事は、区域指定をしようとするときは、あらかじめ、長野県開発審査会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、区域指定をするときは、その旨及び当該区域指定に係る土地の区域を告示しなければならない。

5 区域指定は、前項の告示によってその効力を生ずる。

6 前3項の規定は区域指定の解除及び区域指定に係る土地の区域の変更について、第2項の規定は区域指定に係る土地の区域の拡張について、それぞれ準用する。

(法第33条第8号の3の規定による環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途)

第6条 法第34条第8号の3の規定による開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、次の各号に掲げる用途以外の用途とする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2の(イ)の項の第1号に掲げる建築物(長屋を除く。)の用途
- (2) 建築基準法別表第2の(ロ)の項の第2号に掲げる建築物の用途
- (3) 第1号の建築物で前号の建築物の用途を兼ねるものの用途
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区域指定に係る土地の区域ごとに知事が指定する建築物の用途
- (5) 前各号の建築物に附属するものの用途

2 前項第4号の建築物の用途の指定は、指定に係る土地の区域を管轄する市町村長の申出により行うものとする。

3 前条第3項から第6項までの規定は、第1項第4号の指定について準用する。この場合において、前条第3項中「区域指定」とあるのは「次条第1項第4号の建築物の用途の指定(以下この条において「用途指定」という。)」と、同条第4項中「区域指定」とあるのは「用途指定」と、「土地の区域」とあるのは「建築物の用途」と、同条第5項中「区域指定」とあるのは「用途指定」と、同条第6項中「区域指定の解除及び区域指定に係る土地の区域の変更について、第2項の規定は区域指定に係る土地の区域の拡張について、それぞれ」とあるのは「用途指定の解除について」と読み替えるものとする。

(法第34条第8号の4の規定による開発行為)

第7条 法第34条第8号の4の規定による区域、目的又は予定建築物の用途を限り定める開発行為は、政令第8条第1項第2号のロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域における開発行為で、次の各号に掲げるものとする。

(1) 区域区分決定日(法第7条第1項に規定する区域区分に関する都市計画の決定又は変更により市街化調整区域に区分された日をいう。第4号において同じ。)以前から当該区分された市街化調整区域内の土地を所有する者(これに準ずる者で規則で定めるものを含む。)の親族(2親等内の血族に限る。)が当該市街化調整区域内において自己の居住の用に供するために新たに必要とする住宅の建築を目的として行う開発行為で、規則で定めるもの

(2) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号に掲げるものに関する事業の施行に伴い、市街化調整区域内に存する建築物を移転し、又は除却する必要がある場合に、当該市街化調整